

「平塚市健康増進計画(素案)」について

パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました—

1 実施概要

(1) 募集期間

平成22年2月15日(月)～平成22年3月16日(火)

(2) 配布場所

市政情報コーナー、各公民館、平塚市保健センター
なお、市ホームページにも掲載

(3) 応募方法

- ①持参 平塚市健康課(保健センター内)
- ②郵送 〒254-0082 平塚市東豊田448番地3
平塚市健康課
- ③ファックス 0463-55-2139
- ④Eメール kenko-hc@city.hiratsuka.kanagawa.jp

2 実施結果

(1) 意見を寄せていただいた人数

6人

(2) 意見の件数

11件

(3) 意見の内訳

意見の内容	件数
計画の中間評価や事業の見直しについて	2件
計画の表記方法の簡素化について	1件
医療費、介護、メンタル面の情報について	3件
脳の健康やBMI22について	2件
計画の周知について	1件
健康推進員活動・地域の健康づくりについて	2件

平塚市健康増進計画素案」パブリックコメント反映結果

計画案に対する 意見（要旨）	市の考え方	計画への反映結果
<p>中間評価はどのような考え方で行うのか。</p> <p>また、事業の見直しは年度途中でできるのか。</p>	<p>本計画の中間評価は、3年後の実施を予定しており、アンケート調査を実施し、施策の方向性等の確認を行います。</p> <p>事業の見直しについては、基本的には、年度ごとの予算編成のタイミングで行います。</p>	反映いたしません。
<p>評価方法は事業実施前にあらかじめ概要・略表を作成しておき、順次補足していくことが（構成員の意見を聞き）よい。</p>	<p>本計画は、健康に関わる様々な課の事業が含まれており、評価方法は総合計画との整合性を図る必要もあります。それらを考慮して、推進部会等で検討しながら策定します。</p>	一部反映いたします。
<p>もう少し単純にわかりやすく表したほうがよい。表等のカラー化や数字も簡潔化するほうがよい。</p>	<p>計画の内容の簡素化については、今後、市民へ幅広く周知を行うために、概要版を作成する予定です。また、計画書の記載もできるだけわかりやすく簡略化します。</p>	一部反映いたします。
<p>医療費の状況について資料が記載されているとよい。</p>	<p>医療費の状況に関する情報として、平成18年11月分の平塚市国民健康保険加入者の診療報酬明細書の結果を追加します。生活習慣病関連疾患とそれ以外の疾患の一人あたりの医療費の状況を記載しています。</p>	反映いたします。
<p>介護の情報があると、子どもから高齢者までの状況が見えてくる。</p>	<p>介護の情報としては、介護保険サービスを必要とする要介護認定者の推計データを追加します。また、介護保険居宅サービス利用者が、どのような疾患が原因で介護が必要になったかについてのグラフも記載します。</p>	反映いたします。

<p>うつ病や自殺、薬物乱用等の記載が少ない。メンタル面での記載をもう少し多くしたほうがよい。</p>	<p>メンタル面の情報は、自立支援医療申請者数や自殺者数のデータを追加します。薬物乱用等については、市のデータはありませんが、薬物依存は、喫煙と同様に習慣性や依存性が強く、健康上の課題であるという点から、P84 第2章健康分野4「たばこ」の健康課題のとらえ方に記載をしています。</p>	<p>一部反映いたします。</p>
<p>認知症等の脳の健康について、記載があったほうがよい。東海大学の市民講座に参画することにより、「脳の健康づくり」をさらに充実させることができるのでは。</p>	<p>脳に関連する病気には、様々な病気があり大変難しい課題ですが、脳血管性の認知症は生活習慣病を予防することや軽い運動をすることで発症を防いだり、進行を遅らせたりすることが期待できます。そのため、本計画では、第2章健康分野7の「生活習慣病と健康管理」に認知症の予防について記載します。</p> <p>東海大学については、交流事業を実施しており、今後も健康づくり事業についての連携を図っていきます。</p>	<p>一部反映いたします。</p>
<p>BMI22よりも、BMI24 前後の人ほうが死亡率が低いというデータがある。</p>	<p>日本肥満学会では、BMI（体格指数）が、22を適正体重とし、25以上を肥満としています。約15万人の調査では、22が一番病気になりやすく、25以上は高血圧、糖尿病、脂質異常症のリスクが約2倍になり、アジア人は比較的軽度の肥満で生活習慣病になりやすいことがわかっています。BMIについては、様々な見解がありますが、BMI24前後の人ほうが、死亡率が低いという見解は出されていません。</p>	<p>反映いたしません。</p>
<p>計画の周知について、不足ではないか。</p>	<p>本計画は、国の法律に基づき策定するものです。国は、健康増進に関する様々なPRを行っており、本計画に基づく健康増進の普及啓発については、今後、様々な機会を捉え効果的な周知を行います。</p>	<p>反映いたしません。</p>

<p>健康推進員は地域団体を推薦母体としたほうが、地域に密着した組織になると思う。また、教育の強化を図り人材の質的向上が必要ではないか。</p>	<p>健康推進員は、健康づくりに関心のある市民を一般公募し、健康づくりの基礎を学んでいただいたのち、市長からの委嘱を受け、運動と教養を柱とした健康づくりについて活動します。地域との連携については、全市を東西南北の4つのブロックに分け、活動を行っています。地域との連携は必要不可欠ですが、現段階では、健康づくりに意識のある方の意欲的な参加を期待しているため、公募制をとっております。そのため、現段階では、地域関係団体からの推薦方式は考えておりません。</p> <p>健康推進員の資質の向上については、現在、育成講座を開催し技術の向上等を図っておりますが、今後更なる人材の育成に努めてまいります。その内容について第3章-3に追加します。</p>	<p>一部反映いたします。</p>
<p>市民の健康増進には、市民参加型の地域における健康づくり活動の強化を推進することが効果的かと思う。</p>	<p>市民の健康増進を効果的に図るためには、より身近な場所で健康づくり活動に参加でき、仲間や地域とのつながりを持つことが重要です。その主旨は、計画書に記載されておりますので、今後、計画を推進していく中で、強化に努めたいと思います。</p>	<p>計画掲載済み。 P111 第3章—3市民参加型の地域における健康づくり</p>